

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当とは、精神

または身体に重度・中度の障がいがある20歳未満の児童を、家庭で監護（保護者として生活の面倒をみる）している父または母、もしくは父母に代わって養育している方が受けられる手当です。

※支給資格があっても、請求しない限り支給されませんので、ご注意ください。

対象となる障がいの程度

●特別児童扶養手当1級

・身体障害者手帳の判定がおおむね1級または2級（内部的疾患含む）程度

・療育手帳の判定が④またはA程度の知的障がい、または同程度の精神障がい

●特別児童扶養手当2級

・身体障害者手帳の判定がおおむね3級（内部的疾患含む）程度

・療育手帳の判定がB程度の知的障がい、または同程度の精神障がい

■手当の支給

手当は、認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、障がいの程度によって対象児童1人につき、次のように決まります。

ます。

●支給額

○手当1級（重度障がい）

↓ 月額5万750円

○手当2級（中度障がい）

↓ 月額3万3800円

●支給時期

認定請求月の翌月分から支給され、年3回（4月・8月・11月）に分けて支給されます。

■申請に必要な書類

・請求者と対象児童の戸籍謄本や世帯全員の住民票

・社会福祉課窓口にある診断書

・口座申出書など

■所得状況届

「所得状況届」は、毎年8月11日から9月10日までの間に、受給者本人および同居の親族など世帯全員の所得状況を確認し、所得制限に該当するかどうかを判定するためのものです。

受給資格を継続するために、所得状況届を必ず提出してください。

現況届の提出がない場合には、手当を受給できなくなる場合があります。

※支給停止や所得が限度額を超える場合にあっても、届出は必要になります。

特別児童扶養手当・所得制限限度額表

扶養人数	《請求者本人》 所得制限額	《配偶者および扶養義務者》 所得制限額
0人	459万6千円未満	628万7千円未満
1人	497万6千円未満	653万6千円未満
2人	535万6千円未満	674万9千円未満
3人	573万6千円未満	696万2千円未満
4人	611万6千円未満	717万5千円未満
5人以上	以下38万円ずつ加算	以下21万3千円ずつ加算

※請求者本人、配偶者および同居している扶養親族（父母、子、祖父母、兄弟など）の方の前年分（1～6月までの間に請求するときは前々年分）の所得額が上記の所得制限限度額以上である場合には、その年の8月から翌年7月までの手当が停止されます。

■障がい状況届

手当が有期認定となった受給者の方は、障がい有期限前に障がいの再判定をしていただき、障がい状況の更新をする必要があります。

状況届の提出がない場合には、手当を受給できなくなります。対象者には別途通知が届きます。

■申請窓口が変更になりました

4月より申請窓口が、児童福祉課から社会福祉課に変わっています。ご注意ください。

○児童扶養手当・児童手当については

伊奈庁舎児童福祉課へお問い合わせください。

☎58-2111 内線1162

○特別児童扶養手当については

伊奈庁舎社会福祉課へお問い合わせください。

☎58-2111 内線1154

児童手当・所得制限限度額表

扶養人数	所得制限限度額	
	国民年金加入者または年金未加入者（児童手当）	厚生年金、共済年金など被用者年金加入者（特例給付）
0人	468万円	540万円
1人	506万円	578万円
2人	544万円	616万円
3人	582万円	654万円

※扶養親族の数が4人以上の場合、1人につき38万円（老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算。

所得制限超過により、児童手当を受給できなかった方でも、平成21年6月以降の所得に変わりますので、所得状況が変われば児童手当を受給できるようになる可能性があります。

6月以降の児童手当については、5月中旬に「認定請求書」を提出してください。

《手当の更新手続きについて》

児童手当を受給している方の受給資格更新のための『現況届』の手続きは、毎年6月からです。この手続きを行わないと手当が受けられなくなる場合がありますので、遅れることのないよう必ず提出してください。

現況届は、6月初旬に郵送予定です。

すでに受給している方へ

次のような場合は、あらためて手続きが必要です。

○市に転入されたとき

○出生などにより支給対象児童が増えたとき

○他市町村に転出するとき

○対象児童を監護しなくなったとき